

厚木市告示第 228 号

特定計量器の定期検査について、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 25 日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 検査実施地区

厚木北地区（厚木、元町、東町、厚木町、吾妻町、田村町、松枝一丁目及び二丁目、水引一丁目及び二丁目、栄町一丁目及び二丁目、寿町一丁目から三丁目まで及び中町一丁目から四丁目まで）

厚木南地区（泉町、幸町、南町及び旭町一丁目から五丁目まで並びに岡田一丁目の一部）

南毛利地区（愛名、長谷、戸室一丁目から五丁目まで、恩名、恩名一丁目から五丁目、毛利台一丁目から三丁目まで並びに温水西一丁目及び二丁目並びに船子及び温水の一部）

南毛利南地区（愛甲及び愛甲一丁目から四丁目まで並びに愛甲西一丁目から三丁目まで並びに愛甲東一丁目から三丁目まで並びに船子の一部）

相川地区（岡田、酒井、戸田、下津古久、上落合及び長沼並びに岡田一丁目の一部並びに岡田二丁目から五丁目まで）

緑ヶ丘地区（緑ヶ丘五丁目の一部）

2 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

3 検査期間

令和 8 年 6 月 8 日から令和 8 年 12 月 28 日まで

4 検査場所

特定計量器の所在場所（事業所、商店等）

5 指定定期検査機関

公益社団法人 神奈川県計量協会